

④ 相続税の延納

Q : 父の財産を相続しましたが、相続税が払えそうにありません。延納制度があると聞きましたが、どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

相続税の延納は、次の全ての要件を満たす場合に認められます。

- ① 相続税が10万円を超えること。
- ② 金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ③ 延納税額及び利子税の額に相当する担保を提供すること。

ただし、延納税額が50万円未満で、かつ、延納期間が3年以下である場合には担保を提供する必要はありません。

- ④ 延納申請期限までに、延納申請書に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出すること。

延納の担保にできる財産は、次のものです。相続や遺贈により取得した財産に限らず、相続人の固有の財産などでも認められます。

- ① 国債及び地方債
- ② 社債、その他の有価証券で税務署長が確実に認めるもの
- ③ 土地
- ④ 建物、立木、登記された船舶などで保険に付したもの
- ⑤ 鉄道財団、工場財団などの財団
- ⑥ 税務署長が確実に認める保証人の保証

